

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例施行規則

平成25年12月27日

規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（平成25年東広島市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第2条第1号の規則で定めるもの)

第3条 条例第2条第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物
- (2) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項に定める基準に適合しない土壌
- (3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素によって汚染された土壌
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条に規定する環境基準に適合しない土壌

(公益事業)

第4条 条例第3条第3号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げる事業の実施に係る土砂埋立行為とする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防設備又は同法が準用される治水上砂防のための施設に関する事業
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道事業の用に供する施設に関する事業
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業又はこれと一体的に行われる農村生活環境整備事業
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）による保安施設事業
- (6) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路に関する事業（道路管理者が行うものに限る。）

- (7) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園に関する事業（公園管理者が行うものに限る。）
- (8) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）による海岸保全施設に関する事業（海岸管理者が行うものに限る。）
- (9) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業又は広島県立自然公園条例（昭和 34 年広島県条例第 41 号）による公園事業（国又は地方公共団体が行うものに限る。）
- (10) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業又は同法による水道用水供給事業の用に供する水道施設に関する事業
- (11) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止施設に関する事業（主務大臣又は県知事が行うものに限る。）
- (12) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業（公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者が行うものに限る。）
- (13) 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道施設に関する事業
- (14) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）（同法が準用される場合を含む。）による河川管理施設に関する事業（河川管理者が行うものに限る。）
- (15) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による都市計画事業
- (16) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業（国又は地方公共団体が行うものに限る。）
- (17) 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
- (18) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業又は同法による索道事業で、一般の需要に応じるものの用に供する施設に関する事業
- (19) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- (20) 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）
- (21) 前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長の確認を受けた事業（法令等の許可等）

第 5 条 条例第 3 条第 7 号の規則で定める許可又は認可に相当する行為は、次に掲げるもの

とする。

- (1) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の規定による認可
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可
- (3) 森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可
- (4) 道路法第32条第1項若しくは第91条第1項の規定による許可、同法第24条の規定による道路に関する工事の承認又は同法第35条の規定による同意
- (5) 都市公園法第5条第1項若しくは第6条第1項（同法第33条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又は同法第9条の規定による協議の成立
- (6) 海岸法第8条第1項若しくは第37条の5の規定による許可、同法第10条第2項の規定による協議の成立又は同法第13条第1項の規定による承認
- (7) 自然公園法第10条第3項若しくは第16条第3項又は広島県立自然公園条例第8条第3項の規定による認可
- (8) 地すべり等防止法第11条第1項の規定による承認、同法第18条第1項の規定による許可又は同法第11条第2項若しくは第20条第2項の規定による協議の成立
- (9) 下水道法第16条（同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。）の規定による承認
- (10) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定による許可又は同法第11条の規定による協議の成立
- (11) 河川法第20条の規定による承認、同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の規定による許可又は同法第95条の規定による協議の成立
- (12) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可
- (13) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第43条第1項若しくは第52条の2第1項（同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は同法第34条の2第1項（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）若しくは第43条第3項の規定による協議の成立
- (14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可
- (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項若しくは第15条第1項の規定による許可（最終処分場に係る許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理

施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成３年法律第９５号）附則第４条第１項又は第５条第１項の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。）に限る。）
又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３第１項の規定による届出（最終処分場に係る届出に限る。）

(16) 都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第１４条第１項の規定による許可

(17) 鉄道事業法第８条第１項又は第１２条第１項の規定による認可（前条第１８号に該当するものを除く。）

(18) 広島県砂防指定地管理条例（平成１４年広島県条例第４７号）第３条第１項若しくは第４条第１項の規定による許可又は同条例第６条の規定による協議の成立
（許可を要しない土砂埋立行為）

第６条 条例第３条第８号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げる土砂埋立行為とする。

(1) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂埋立行為

(2) 土質改良プラントその他の施設で化学的に性質を改良した土砂のみによる土砂埋立行為

(3) 土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が１メートル未満の土砂埋立行為

(4) 建築工事及びこれに附帯する工事で地盤を掘削して埋め戻す場合において、掘削する前の地盤面の最も低い地点と埋戻しによって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が１メートル未満の土砂埋立行為

(5) 土砂リサイクルプラント（土砂を受け入れ、その有効利用と適正処理を目的としている施設で、土砂及び骨材等を適正に再生し、販売等を目的に施設から再生材を搬出するものをいう。）の施設内における一時堆積行為
（事前協議）

第７条 条例第４条の規定による協議は、土砂埋立行為事前協議書（別記様式第１号）に第１１条第１項第１号から第５号まで、第８号から第１２号まで、第１５号から第２６号まで及び第２８号から第４０号までに掲げる書類及び図面、土砂埋立行為を行う地番の一覧表並びに事業計画書を添付して、市長に提出してしなければならない。

２ 条例第４条の規定による協議が一時堆積行為に係るものである場合における前項の規定の適用については、同項中「第１５号から第２６号まで及び第２８号から第４０号までに掲げる書類及び図面」とあるのは「第１５号から第１９号まで、第２６号、第２９号、第３２号、第３３号、第３７号及び第４０号に掲げる書類及び図面並びに土砂の堆積が最大となった場合における一時堆積行為に係る事業場の平面図及び断面図」とする。

3 条例第22条第4項において準用する条例第4条の規定による協議は、土砂埋立行為変更事前協議書（別記様式第2号）に第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付して、市長に提出してしなければならない。

4 市長は、条例第4条（条例第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議があった場合において、当該協議に係る土砂埋立行為の内容が条例第8条第1項第1号及び第3号から第6号まで（当該協議が一時堆積行為に係るものである場合にあつては、同項第1号、第3号、第4号及び第6号）に適合すると認めるときは、当該協議があった者に対し、当該協議が終了した旨を通知するものとする。

5 前項の協議が終了した日から起算して1年以内に当該協議に係る条例第7条又は第22条第3項の規定による申請がされないときは、当該協議の取下げがあつたものとみなす。
（土地所有者等の同意）

第8条 条例第5条第1項（条例第22条第4項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）の同意は、土砂埋立区域内土地使用同意書（別記様式第3号）により得るものとする。

2 条例第5条第2項（条例第22条第4項及び第25条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する土砂埋立行為の妨げとなる権利は、次に掲げるものとする。

- (1) 地上権
- (2) 永小作権
- (3) 質権
- (4) 賃借権

3 条例第5条第2項の同意は、土砂埋立区域内施工同意書（別記様式第4号）により得るものとする。

（関係者への周知の方法）

第9条 条例第6条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法又はこれらを組み合わせた方法とする。

- (1) 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会の開催
- (2) 戸別訪問による説明
- (3) 土砂埋立行為の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板その他の公衆の見やすい場所への掲示又は回覧
- (4) 前3号に掲げるもののほか、土砂埋立行為の概要を周知するために適切と認められる

方法

(許可申請書)

第10条 条例第7条第1項の規定による申請は、土砂埋立行為許可申請書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定による申請は、土砂埋立行為（一時堆積行為）許可申請書（別記様式第6号）により行うものとする。

(許可申請書の添付書類及び図面)

第11条 条例第7条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- (1) 申請者が個人の場合は、申請者の住民票の写し
- (2) 申請者が法人の場合は、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに条例第8条第1項第1号オに規定する役員の住民票の写し
- (3) 申請者が法人の場合であって、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書
- (4) 申請者に第14条に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し
- (5) 申請者が条例第8条第1項第1号ケに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあつては、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに同号オに規定する役員の住民票の写し）
- (6) 申請者、土砂埋立行為に係る工事（下請工事を含む。以下同じ。）を請け負う者（土砂埋立行為に係る工事を他の者に請け負わせる場合に限る。次号から第10号までにおいて同じ。）及び現場管理責任者が条例第8条第1項第1号アからサまでに該当しないことを誓約する書面
- (7) 請負契約書の写し
- (8) 土砂埋立行為に係る工事を請け負う者又は保証人が個人の場合にあつては、当該者の住民票の写し
- (9) 土砂埋立行為に係る工事を請け負う者又は保証人が法人の場合にあつては、当該者の登記事項証明書
- (10) 申請者又は土砂埋立行為に係る工事を請け負う者が第13条第1項第2号アからエまでに掲げる要件のいずれかに該当することを確認することができる書類
- (11) 現場管理責任者の雇用関係を確認することができる書類
- (12) 現場管理責任者の技術検定合格証明書の写し

- (13) 保証同意書（別記様式第 7 号）
- (14) 保証契約書の写し
- (15) 保証人の建設業許可証明書
- (16) 保証人の施工の実績を確認することができる書類
- (17) 保証人の建設業許可申請書別紙 2（営業所一覧表）の写し（第 15 号の書面により
県内に営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所
をいう。以下同じ。）を有することについて確認することができない場合に限る。）
- (18) 保証人が条例第 8 条第 1 項第 1 号アからクまで、コ及びサに掲げる者のいずれにも
該当しないこと並びに第 19 条第 6 号に該当することを誓約する書面
- (19) 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (20) 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量を計算した書面
- (21) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及
び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- (22) 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した
書面
- (23) 調整池を設置する場合には、調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の
根拠を記載した書面
- (24) 沈砂池の容量を算定した書面
- (25) 土砂埋立行為の施行の工程を明らかにした書面
- (26) 土砂埋立区域の求積表
- (27) 土砂埋立行為に係る法令等の許可等の状況に関する書面
- (28) 土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面
- (29) 位置図及び周辺の見取図
- (30) 土砂埋立行為の完了時の平面図
- (31) 土砂埋立行為の完了時の断面図（縦断面図及び横断面図）
- (32) 排水施設の平面図（排水系統図及び排水区割図）
- (33) 排水施設の構造図
- (34) 擁壁の構造図
- (35) 土砂の流出、崩落等の発生を防止する施設の構造図
- (36) 土砂埋立区域の測量図
- (37) 土砂埋立区域の求積図（面積計算図）
- (38) 土砂埋立区域の現況地番図

(39) 土砂埋立区域の流域現況図

(40) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 条例第7条第2項の規則で定める書類及び図面は、前項第1号から第19号まで、第26号、第27号、第29号、第32号、第33号、第37号及び第40号に掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる図面とする。

(1) 土砂の堆積が最大となった場合の一時堆積事業場の平面図

(2) 土砂の堆積が最大となった場合の一時堆積事業場の断面図

(許可申請書に記載する事項)

第12条 条例第7条第1項第8号及び第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土砂埋立区域の土地に係る登記簿の地目及び現況による地目

(2) 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況

(3) 現場管理責任者の氏名及び資格

(4) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(5) 土砂埋立行為に係る工事を他の者に請け負わせる場合は、土砂埋立行為に係る工事を請け負う者の氏名及び住所（土砂埋立行為に係る工事を請け負う者が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(6) 土砂埋立行為に係る工事を行うために必要な能力

(7) 保証人の氏名及び住所（保証人が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(土砂埋立行為を行う者等の資格)

第13条 条例第8条第1項第1号に規定する申請者に必要な能力は、次に掲げる要件の全て（土砂埋立行為に係る工事を他の者に請け負わせる場合にあっては、第1号に掲げる要件）に該当することとする。

(1) 土砂埋立行為を適正に完了するのに必要な資力を有すること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 土木一式工事に係る建設業法第3条第1項の許可を受けていること。

イ 条例第3条の許可（一時堆積行為に係るものを除く。）を受け、当該許可に係る土砂埋立行為について、条例第26条第2項の確認を受けたことがあること。

ウ 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成１６年広島県条例第１号。以下「県条例」という。）第１６条の許可（一時堆積行為に係るものを除く。）を受け、当該許可に係る土砂埋立行為について、県条例第２７条第２項の確認を受けたことがあること。

エ 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（平成２９年東広島市条例第４８号）第３条の許可（一時堆積行為に係るものを除く。）を受け、当該許可に係る土砂埋立行為について、同条例第２１条第２項の確認を受けたことがあること。

２ 条例第８条第１項第１号に規定する土砂埋立行為に係る工事を請け負う者に必要な能力は、前項第２号アからエまでに掲げる要件のいずれかに該当することとする。

（使用人）

第１４条 条例第８条第１項第１号オ、コ及びサの規則で定める使用人は、申請者に使用される者で、次に掲げる事務所の代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げる事務所のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立行為に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（土砂埋立行為に係る業務を適正に行うことができない者）

第１５条 条例第８条第１項第１号クの規則で定める者は、精神の機能の障害により土砂埋立行為に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（現場管理責任者の資格）

第１６条 条例第８条第１項第３号イに規定する資格は、１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）、１級建設機械施工技士又は２級建設機械施工技士の資格とする。

（一般的基準）

第１７条 条例第８条第１項第４号の規則で定める土砂埋立行為に係る一般的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂埋立行為に係る事業計画の内容が具体的かつ実現可能なものであり、許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土砂埋立行為に着手することが明らかであること。
- (2) 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該許可等を受けているか、又は土砂埋立行為着手前に受けることが確実であること。
- (3) 申請者が土砂埋立行為を行うために必要な信用及び資力を有することが明らかであること。
- (4) 土砂埋立行為の用に供する土地の面積が、当該土砂埋立行為の目的実現のため必要最

小限の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを考慮して決められたものであること。）が明らかであること。

(5) 土砂埋立行為の事業計画が大規模であり、長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合は、全体計画との関連が明らかであること。

(6) 土砂埋立行為に供するため森林を一時的に利用する場合は、利用後における森林の原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

（構造上の基準）

第18条 条例第8条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、別表第1から別表第5までに掲げるとおりとする。

2 前項の構造上の基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項については、市長が別に定める。

（保証人の要件）

第19条 条例第8条第1項第7号の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 土木一式工事に係る建設業法第3条第1項の許可を継続して5年以上受けており、かつ、第7条第1項の事前協議書の提出の日前5年間に建設工事（同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）を施工した実績を有すること。

(2) 県内に営業所を有すること。

(3) 他の土砂埋立行為を行う者の保証人でないこと。

(4) 法人にあっては、その役員（条例第8条第1項第1号オに規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が当該土砂埋立行為を行う者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負う者（法人にあっては、その役員）でないこと。

(5) 個人にあっては、当該土砂埋立行為を行う者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負う者の役員でないこと。

(6) 制限行為能力者（民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者をいう。）でないこと。

(7) 条例第8条第1項第1号アからクまで、コ及びサに該当しないこと。

（保証金の預託の対象としない土砂埋立行為）

第20条 条例第9条第1項第2号の規則で定める土砂埋立行為は、次の各号のいずれにも該当する土砂埋立行為とする。

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可（農地の改良を目的として一時的に農地を農地以外のものにしようとする場合におい

て行われるものに限る。)を受けて行うものであること。

(2) 土砂埋立行為を行おうとする期間が2年以内であること。

(費用の負担)

第21条 条例第9条第3項(条例第22条第4項、第24条第3項及び第25条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する質権を設定する契約の締結に関し必要となる費用は、土砂埋立行為を行う者が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、条例第9条第3項に規定する質権を設定する契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(許可の期間)

第22条 条例第11条の規則で定める期間は、条例第3条の許可の日から起算して5年間とする。

2 前項の許可の期間は、天災その他やむを得ない事情があるときは、1年以内の期間を加えることができるものとする。

(標識に記載する事項等)

第23条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可事業者の住所又は事務所の所在地及び連絡先

(2) 条例第3条の許可の年月日及び許可番号

(3) 土砂埋立区域の所在及び面積

(4) 土砂埋立行為を行う期間

(5) 現場管理責任者の氏名及び連絡先

(6) 土砂埋立行為に係る工事を請け負った者(請負工事の下請負人を含む。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第14条第1項に規定する標識は、別記様式第8号によるものとする。

(着手届)

第24条 条例第16条の規定による届出は、土砂埋立行為着手届出書(別記様式第9号)により行うものとする。

(関係書類等の閲覧)

第25条 条例第17条の規定による閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。

(2) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

2 条例第17条の規則で定める書類及び図面の写しは、条例の規定により市長に提出され

た書類及び図面のうち、第 11 条第 1 項第 28 号の書面並びに東広島市個人情報保護条例（平成 13 年東広島市条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する個人情報に関する書類及び図面以外のものの写しとする。

（定期報告）

第 26 条 条例第 18 条の規定による報告は、土砂埋立行為状況報告書（別記様式第 10 号）により行うものとする。

2 条例第 18 条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- (1) 報告に係る期間の末日前 1 週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第 18 条第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 報告に係る期間中の最大堆積時の土砂の数量及び土地の形状
- (2) 報告に係る期間までに搬入された土砂の数量の累計
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（現場管理責任者の職務）

第 27 条 条例第 19 条第 1 項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

- (1) 土砂埋立区域において、土砂埋立行為に使用される土砂の数量及び搬入元を確認し、当該事実について記録すること。
- (2) 土砂の流出、崩落等の発生を防止するために土砂埋立行為を管理すること。

（土砂埋立行為に係る土地の所有者の義務）

第 28 条 条例第 21 条第 1 項の規定による確認は、土砂埋立行為を行う土地において当該土砂埋立行為の状況を把握し、その結果を施工状況確認・報告書（別記様式第 11 号）に記載することにより行うものとする。

2 条例第 21 条第 2 項の規定による報告は、前項の報告書を同条第 1 項の規定による確認の日から起算して 7 日以内に市長に提出することにより行うものとする。

（変更の許可申請等）

第 29 条 条例第 22 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更
- (2) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に規定する土砂埋立行為の完了時の土砂の数量（土砂の堆積の構造を変更しないものに限る。）
- (3) 条例第 7 条第 2 項第 2 号に規定する最大堆積時の土砂の数量（土砂の堆積の構造を変更しないものに限る。）
- (4) 第 12 条第 3 号から第 6 号までに掲げる事項

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に軽微と認める変更
- 2 条例第22条第3項の規定による申請は、土砂埋立行為変更許可申請書（別記様式第12号）により行うものとする。
- 3 条例第22条第3項の規則で定める書類及び図面は、第11条第1項各号又は第2項各号に掲げるもののうち、当該変更に係るものとする。
- 4 条例第22条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例第3条の許可の年月日及び許可番号
 - (2) 土砂埋立区域の所在
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 5 条例第22条第5項の規定による届出は、土砂埋立行為変更届出書（別記様式第13号）により行うものとする。
- 6 条例第22条第5項の規定による届出が第12条第4号の法定代理人の変更に係るものである場合は、前項の届出書に変更後の法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合は、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに条例第8条第1項第1号オに規定する役員の住民票の写し）を添付するものとする。
- 7 条例第22条第5項の規定による届出が第12条第3号、第5号又は第6号の変更に係るものである場合は、第5項の届出書に第11条第1項第6号から第12号までに掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。
- （保証人の変更の許可）

第30条 条例第23条第1項の規定による許可の申請は、保証人変更許可申請書（別記様式第14号）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の許可申請書には、第11条第1項第6号、第8号及び第9号に掲げる書類のうち保証人に係るもの並びに同項第13号から第18号までに掲げる書類を添付しなければならない。

（地位の承継の届出等）

第31条 条例第24条第2項の規定による届出は、土砂埋立行為承継届出書（別記様式第15号）に第11条第1項第1号から第5号まで、第7号、第13号及び第14号に掲げる書類並びに同項第6号及び第10号に掲げる書類（申請者に係るものに限る。）を添えて行うものとする。

- 2 条例第24条第2項の規定による通知は、土砂埋立行為承継通知書（別記様式第16号）により行うものとする。

（譲受けの許可の申請）

第32条 条例第25条第2項の規定による申請は、土砂埋立行為譲受許可申請書（別記様式第17号）により行うものとする。

2 条例第25条第2項の規則で定める書類及び図面は、第11条第1項第1号から第5号まで、第7号、第13号及び第14号に掲げる書類並びに同項第6号及び第10号に掲げる書類（申請者に係るものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂埋立区域の位置図及び周辺の見取図
- (2) 当該土砂埋立行為の譲受けにより新たに法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該処分の状況に関する書面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第25条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の年月日及び許可番号
- (2) 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の期間
- (3) 土砂埋立区域の所在及び面積
- (4) 譲受けを受けた後の現場管理責任者の氏名及び資格
- (5) 譲受けの理由
- (6) 土砂埋立行為に係る工事を他の者に請け負わせる場合は、土砂埋立行為に係る工事を請け負う者の氏名及び住所（当該者が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (7) 土砂埋立行為に係る工事を行うために必要な能力
- (8) 保証人の氏名及び住所（保証人が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（完了等の届出）

第33条 条例第26条第1項（条例第27条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、土砂埋立行為完了（廃止）届出書（別記様式第18号）により行うものとし、土砂埋立行為が条例第7条第2項の一時堆積行為である場合を除き、出来形図を添えるものとする。

（土砂埋立行為に係る公表）

第34条 条例第31条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第31条第2項各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 違反の事実

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第31条第2項の規定による公表は、市の広報誌への掲載、インターネットによる閲覧、建設管理課窓口における掲示その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(土砂搬入禁止区域の指定の公示等)

第35条 条例第36条第3項の規定による公示は、次に掲げる事項を市役所前の掲示場に掲示して行うものとする。

(1) 土砂搬入禁止区域の所在及び面積

(2) 土砂搬入禁止区域の指定の期間

(3) 土砂搬入禁止区域の指定の理由

(4) 土砂搬入禁止区域を示す図面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第36条第8項の規定による周知は、公衆の見やすい場所への掲示、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第36条 条例第36条第7項の身分を示す証明書は、別記様式第19号のとおりとする。

(土砂搬入禁止区域に係る公表)

第37条 条例第37条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第37条第1項の規定に違反して土砂を搬入した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 違反の事実

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第37条第2項の規定による公表は、市の広報誌への掲載、インターネットによる閲覧、建設管理課窓口における掲示その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(土砂搬入禁止区域の解除の公示)

第38条 条例第38条第2項において準用する条例第36条第3項の公示は、次に掲げる事項を市役所前の掲示場に掲示して行うものとする。

(1) 解除した土砂搬入禁止区域の所在、区域及び面積

(2) 土砂搬入禁止区域の解除の年月日

(3) 土砂搬入禁止区域の解除の理由

(4) 解除した土砂搬入禁止区域を示す図面

(申請書等の提出部数)

第 3 9 条 条例及びこの規則の規定により市長に対して提出する書類の部数は、正本 1 通及び副本 1 通とする。

(委任)

第 4 0 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 1 8 条関係)

土砂埋立行為(一時堆積行為を除く。)の完了時の土地の形状

項目	基準
のり 法面の勾配等	1 切土又は盛土をした土地の部分に生じるのり法面の勾配が 3 0 度を 超える場合は、宅地造成等規制法施行令(昭和 3 7 年政令第 1 6 号)第 6 条の規定に準ずるほか、この規則の基準を満たす擁壁を 設置すること。 2 盛土法面の場合、市長が安全性の確認のため必要と認めたとき は、安定計算を行うこと。 3 のり法面の長さが合計 2 0 メートル以上となる盛土については、原 則として法のりの長 3 分の 1 以上は擁壁工、のり法枠工等の永久工作物と し、2 0 メートル未満の盛土についてもこれに準じて取り扱うも のとする。
小段幅	のり 法面の勾配が 1 5 度以上で垂直距離が 5 メートルを超える場合 は、付表に定める幅を持つ小段を設けること。
小段排水	1 のり法面小段には排水溝を設け、3 0 メートル程度ごとに縦排水溝 を設けること。 2 背後地からの雨水の流出があるのり法面は、のり法肩に排水溝を設け、のり 法面に雨水を流さないようにすること。 3 特別の事情がない限り、のり法面の反対方向に雨水その他の地表水 が流れるように勾配をとること。

付表

垂直距離	切土	盛土
5 メートル以内ごと	1 メートル以上	1 . 5 メートル以上
1 5 メートル以内ごと	3 メートル以上	3 メートル以上

別表第 2（第 18 条関係）

一時堆積行為の最大堆積時の土地の形状

種別	基準
盛土高	5メートル以下であること。

別表第 3（第 18 条関係）

土砂埋立行為（一時堆積行為を除く。）を行う場合の土砂埋立区域に設置する排水施設、擁壁その他の土砂の流出、崩落等の発生を防止する施設の基準

種別		基準
排水施設		1 排水施設は、土砂埋立行為の規模及び形状、土砂埋立区域の地形、土砂埋立区域周辺の降水量、土砂埋立完了後の土地利用等から想定される雨水及び汚水を有効に排出できるものであること。 2 排水施設は、勾配及び断面積がその排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、かつ、堅固で耐久力を有する構造とすること。 3 湧水が存する土地又は溪流その他土砂埋立区域以外の雨水その他の地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立行為を行う場合は、湧水又は浸透水を適正に処理するものとし、在来の溪流床などの適当な箇所へ暗渠排水施設の設置その他の必要な措置を講ずること。
擁壁	共通事項	1 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造とする。 2 擁壁の基礎が盛土上に設置される場合は、転圧、擁壁背後への良質土の搬入等の施工を特に入念に行うこと。 3 擁壁の地盤に 1 平方メートル当たり 10 トンを超える応力度（常時）が生じる場合には、当該応力度が土質調査試験、載荷試験等に基づく当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。 4 盛土で 25 度、切土又は在来地盤で 35 度を超える急傾斜地には、原則として擁壁を設置しないこと。ただし、擁壁下部斜面を適当な工法により保護する場合は、この限りでない。 5 伸縮継目は、原則として擁壁の長さ 10 メートルから 20 メートル以内ごとに 1 箇所設けるものとし、特に地盤の変化する箇所、

	擁壁の高さが著しく異なる箇所及び擁壁の構造工法を異にする箇所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断すること。また、擁壁の屈曲部は、隅角部から擁壁の高さ分だけ避けて設置すること。 6 擁壁の屈曲する箇所は、隅角を挟む二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること。この場合の二等辺の1辺の長さは、擁壁の高さが3メートル以下のもので50センチメートル以上、3メートルを超えるもので60センチメートル以上とすること。
鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造	1 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁は、構造計算により次に掲げる事項を確認すること。なお、構造計算書には、原則としてボーリング調査、土質調査等の書類及び図面を添付すること。 (1) 土圧、水圧、地震力及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 (2) 土圧等により擁壁が転倒しないこと。この場合の安全率は、常時においては1.5以上、地震時においては1.2以上（（3）において同じ。）とすること。 (3) 土圧等により擁壁の基礎が滑らないこと。 (4) 土圧等により擁壁が沈下しないこと。 (5) 土圧等により擁壁の各部に生じる応力度が、擁壁の材料である鉄材料及びコンクリートの許容応力度を超えないこと。 2 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の設計基準 (1) 荷重 擁壁の構造計算は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める計算式による各応力の合計により計算すること。 ア 常時 静荷重＋土圧 イ 地震時 静荷重＋土圧＋地震力 (2) 静荷重 擁壁の自重、床版上の重量及び建築物などの積載荷重を含むものとする。 (3) 土圧

ア 土圧の計算は、ランキン、クーロン、テルツアギ等の各理論によること。

イ 土圧係数は、各理論式により算出すること。ただし、図表により決定する場合は図書の名称を明示し、図表の写しを添付すること。

ウ 裏込土の内部摩擦角として30度を超えるものを使用する場合は、その根拠となる土質試験の結果を添付すること。

(4) 地震力

地震時の水平震度は、0.17以上とする。ただし、擁壁の高さが5メートル以下のものは、0.1以上とすることができる。

(5) 基礎

ア 基礎の根入れ深さは、原則として擁壁の高さの100分の20（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上とすること。ただし、擁壁の高さが5メートルを超えるものについては、1メートル以上とすること。

イ 基礎地盤の許容地耐力は、原則として土質試験の結果に基づき決定すること。

(6) その他

ア 擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数は、付表1によること。ただし、基礎地盤の土質試験の結果による内部摩擦角（ ϕ ）を用いる場合には、同表の規定にかかわらず摩擦係数の値は、0.6を上限として $\tan \phi$ （プレキャストコンクリート擁壁の場合は、 $\tan 2/3 \phi$ ）を用いることができる。

イ 擁壁の高さは、原則として10メートル以下とすること。

ウ 無筋コンクリートの4週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき18ニュートン以上であること。

エ 擁壁裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜き穴を1個以上有効な位置に設けるとともに、擁壁裏面の裏栗石の厚さを30センチ

	メートル以上とすること。 オ もたれ式擁壁は使用しないこと。ただし、良好な切土地盤に設置し、国、地方公共団体等の公共的団体が維持管理することで協議が成立した公共施設に係るものについては、この限りでない。
練積み造の擁壁の構造	1 石材その他の組積材は、控え長さが35センチメートル以上のものを使用し、コンクリートを用いて一体化を図るとともに、その背面を栗石砂利で有効に裏込めすること。 2 練積み造の擁壁の設計基準 (1) 一般的な練積み造擁壁 ア 擁壁の各部の構造寸法は、背面土の種類等により、付表2によること。 イ 胴込め又は裏込めに用いるコンクリートの4週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき18ニュートン以上であること。 ウ 水抜き穴は、内径7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用い、3平方メートル以内ごとに1個以上有効な位置に設けること。 エ 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。 オ コンクリートブロックについては、日本産業規格質量区分A（控え350ミリメートル以上、1平方メートル当たり350キログラム以上）のブロックを使用するものとし、その認定書を添付すること。 カ その他のコンクリートブロックの使用については、次に掲げる品質について公的機関の証明書を添付したものであること。 (ア) コンクリートブロックの4週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき18ニュートン以上であること。 (イ) コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は2.3以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブ

		ロックの比重は壁面 1 平方メートルにつき 3 5 0 キログラム以上であること。 (ウ) コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであること。 (2) 国土交通大臣の認定する擁壁 ア 国土交通大臣認定書の写しを添付し、かつ、構造については、その仕様によること。 イ 控え長さが 3 5 センチメートル以上のブロックを使用し、空積み認めない。ただし、国、地方公共団体等の公共的団体が維持管理することで協議が成立した公共施設に係るもので、鉄筋コンクリート造の控え壁等により一体化が図られるものについては、この限りでない。 ウ 擁壁の上端にのり土羽（盛土の場合は、土羽部分の高さが 3 0 センチメートル以下のものに限る。）を有する場合、設計に用いる擁壁の高さには、土羽部分の高さを含めること。 エ 水抜き穴は、内径 7. 5 センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用い、3 平方メートル以内ごとに 1 個以上有効な位置に設けること。また、裏栗石の厚さは、付表 2 によること。
その他の施設		1 土砂埋立行為を行っている間、必要に応じて沈砂池その他土砂埋立行為に用いた土砂の埋立区域以外への流出を防止する施設を設置すること。 2 擁壁で覆わない盛土又は切土の^{のり}法面部分には、土質、気象条件等を考慮して張芝、筋芝、植栽等による緑化又はモルタル法^{のり}柵工、柵工等の構造物により、^{のり}法面の保護を行うこと。ただし、当該^{のり}法面を通路その他の目的で利用する場合は、この限りでない。

付表 1

土質	摩擦係数
岩、岩屑 ^{せつ} 、砂利又は砂	0. 5
砂質土	0. 4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	0. 3

付表 2

土質		擁壁						裏栗	
		勾配 (θ)		高さ (H)	下端部 の厚さ (B)	上端の 厚さ (T)	根入れ 深さ (D)	下端部の厚さ (b)	
								盛土	切土
第 1 種	岩、岩 せつ 層、砂利 又は砂 利混じ り砂 (内 部摩擦 角 4 0 度以上)	3 分	7 0 度 を超え 7 5 度 以下	2 メー トル以 下	5 0 セ ンチメ ートル 以上	4 0 セ ンチメ ートル 以上	3 5 セ ンチメ ートル 以上	6 0 セン チメ ートル 以上	3 0 セ ンチメ ートル 以上
				2 メー トルを 超え 3 メート ル以下	7 0 セ ンチメ ートル 以上		4 5 セ ンチメ ートル 以上		
		4 分	6 5 度 を超え 7 0 度 以下	2 メー トル以 下	4 5 セ ンチメ ートル 以上		3 5 セ ンチメ ートル 以上		
				2 メー トルを 超え 3 メート ル以下	6 0 セ ンチメ ートル 以上		4 5 セ ンチメ ートル 以上		
				3 メー トルを 超え 4 メート ル以下	7 5 セ ンチメ ートル 以上		6 0 セ ンチメ ートル 以上		
				2 メー トル以 下	4 0 セ ンチメ ートル 以上		3 5 セ ンチメ ートル 以上		
第 2 種	真砂土、 関東ロ ーム、硬 質粘土 その他 これら に類す るもの (内部 摩擦角	5 分	6 5 度 以下	2 メー トル以 下	4 0 セ ンチメ ートル 以上		3 5 セ ンチメ ートル 以上	6 0 セン チメ ートル	

	30度 以上40度未 満)			2メー トルを 超え3 メート ル以下	50セ ンチメ ートル 以上		45セ ンチメ ートル 以上	ル以 上
				3メー トルを 超え4 メート ル以下	65セ ンチメ ートル 以上		60セ ンチメ ートル 以上	80 セン チメ ート ル以 上
				4メー トルを 超え5 メート ル以下	80セ ンチメ ートル 以上		75セ ンチメ ートル 以上	10 0セ ンチ メー トル 以上
第3 種	その他 の土質 (内部 摩擦角 20度 以上30度未 満)	3 分	70度 を超え 75度 以下	2メー トル以 下	85セ ンチメ ートル 以上	70セ ンチメ ートル 以上	45セ ンチメ ートル 以上	60 セン チメ ート ル以 上
		4 分	65度 を超え 70度 以下	2メー トル以 下	75セ ンチメ ートル 以上		45セ ンチメ ートル 以上	
				2メー トルを	85セ ンチメ		60セ ンチメ	

				超え 3 メート ル以下	一トル 以上		一トル 以上	
				3メー トルを 超え 4 メート ル以下	1 0 5 センチ メート ル以上		8 0 セ ンチメ ートル 以上	8 0 セン チメ ート トル 以上
		5 分	6 5 度 以下	2メー トル以 下	7 0 セ ンチメ ートル 以上		4 5 セ ンチメ ートル 以上	6 0 セン チメ ート トル 以上
				2メー トルを 超え 3 メート ル以下	8 0 セ ンチメ ートル 以上		6 0 セ ンチメ ートル 以上	ル以 上
				3メー トルを 超え 4 メート ル以下	9 5 セ ンチメ ートル 以上		8 0 セ ンチメ ートル 以上	8 0 セン チメ ート トル 以上
				4メー トルを 超え 5 メート ル以下	1 2 0 センチ メート ル以上		1 0 0 センチ メート ル以上	1 0 0 セ ンチ メー トル 以上

別表第 4（第 1 8 条関係）

一時堆積行為を行う場合の土砂埋立区域に設置する排水施設その他の土砂の流出、崩落

等の発生を防止する施設の基準

種別	基準
排水施設	1 土砂埋立行為を行っている間、土砂埋立区域内の雨水その他の地表水を有効に排除することができるように、必要な排水施設を設置すること。 2 排水施設は、管渠^{きよ}の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとする。
その他の施設	土砂埋立行為を行っている間、必要に応じて沈砂池その他土砂埋立行為に用いた土砂の埋立区域以外への流出を防止する施設を設置すること。

別表第5（第18条関係）

土砂埋立行為の方法

種別	基準
土砂埋立行為（一時堆積行為を除く。）	1 軟弱地盤又はがけ崩れ若しくは出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地において土砂埋立行為を行う場合は、土の置換による地盤の改良、水抜きその他の措置を講ずること。 2 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、杭^{くい}打ち、土の置換による地盤の改良、水抜きその他の措置を講ずること。 3 盛土をする地盤傾斜が15度以上で盛土高が2メートルを超える場合は、盛土の滑動及び沈下が生じないように原地盤の表土を十分除去するとともに、段切りを行うこと。 4 盛土をする際には、下から仕上げ厚さ30センチメートル程度ごとに層状に、かつ、盛土の地盤全体に及ぶように、締固めを繰り返して行うものであること。ただし、土砂埋立行為の完了後に農地として利用する場合は、地盤面から深さ1メートル以内の地盤については、この限りでない。 5 土砂埋立行為の施行の工程が、土砂埋立区域以外への土砂の流出、崩落等の災害が発生しないような順序となっていること。 6 谷筋又は著しく傾斜している土地において盛土をする場合は、谷筋又は傾斜している方向に約50メートルの間隔でその盛土の

	高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤等を暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。 7 土砂埋立行為を行っている間、土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域を表示するための杭及び丁張が設置されていること。
一時堆積行為	1 土砂埋立区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対して10メートル以上となっていること。ただし、土砂の流出、崩落等の発生のおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。 2 軟弱地盤又はがけ崩れ若しくは出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地において土砂埋立行為を行う場合は、土の置換による地盤の改良、水抜きその他の措置を講ずること。 3 盛土の法面と地表面が接する部分（仕切壁その他の施設を設ける場合にあつては、当該施設）と土砂埋立区域の境界との間に、最大堆積時の盛土高に相当する距離以上の距離が、土砂埋立区域に沿ってその内側に設けられていること。ただし、土砂の流出、崩落等の発生のおそれがないものとして市長が認める場合は、当該距離を短縮することができる。 4 土砂埋立行為を行っている間、土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域を表示するための杭及び丁張が設置されていること。